

スポーツ少年団活動実施に当たっての留意事項

◎ 基本事項

- ◆ 団員各自の意思を尊重し、参加を強制しない。
- ◆ 感染防止対策を十分にとれない場合は活動を行わない。
- ◆ 県外で対外的な活動（試合、交流など）を行う場合は、遠征先等の感染拡大の状況等を確認し、移動中を含め、それに応じた感染症対策を徹底すること。また、帰福後2週間は体調管理や感染防止対策を徹底するとともに、体調に変化が生じた場合は活動に参加しないこと。
- ◆ 県外の講師等に指導を依頼する場合には、招聘元の感染状況を十分把握した上で慎重に判断し、オンラインによる講習も検討すること。

1 「3密」を回避する

- ◆ 屋内ではこまめに換気を行う。
- ◆ 活動日や時間、場所を分散して密集を避ける。
- ◆ 集団で走る場合は間隔を空ける。
- ◆ ミーティング等で集合する場合は1人1人の距離をあける。
- ◆ 着替えはできるだけ広いスペースで行い、密集を避ける。
- ◆ 近距離での会話や不必要な声出しは行わない。

2 健康観察や手洗い、消毒等を徹底する

- ◆ 開始前に健康状態を確認する。
- ◆ 発熱等の風邪症状が見られる場合は参加せず自宅で休養する。
- ◆ 活動前後に流水と石鹸で手洗いをする。
- ◆ 用具等については、団員や関係者間で不必要に使い回しをしない。
- ◆ トレーニング機器等、多くの団員や関係者が手を触れる物は消毒か水拭きをする。
- ◆ タオルやコップ、スクイズボトル等は共有しない。
- ◆ 活動の前後に団員同士で食事をすることは控える、活動終了後は速やかに帰宅するなど、活動の内外を問わず感染症対策を徹底する。

3 身体接触を伴う練習等は感染リスクを下げる工夫をする

- ◆ 密集する活動、身体接触を伴う活動、対面して発声する活動を行う場合は、場所や時間など練習内容を工夫する。
- ◆ 中央競技団体が示すガイドラインや要請等に従い、それぞれの競技の特性に応じて必要な感染拡大防止対策を行う。
- ◆ 感染者や濃厚接触者が発生した場合には、活動を休止するとともに、活動している施設等への連絡も行い、感染拡大を防止すること。